

# 医療法人 東札幌病院 医療安全管理指針

## 第1 趣旨

医療の安全性確保においては、病院及び職員個人が、医療安全の必要性・重要性を施設及び自分自身の課題と認識してその推進に努め、医療安全管理体制の確立を図ることが必要である。このため、病院は医療安全管理対策委員会と医療安全管理部門を設置し、医療安全対策マニュアルを作成するとともに、ヒヤリ・ハット事例及び医療事故の分析評価並びにマニュアルの定期的な見直しを行うことにより、医療安全管理体制の強化充実を図る。

また、院内の各診療科、各部署にもリスクマネージャーを配置し、医療安全管理部門との緊密な連携のもと、医療事故の防止、ひやり・はっと事例やインシデント、アクシデントの報告、対応の周知、防止対策の徹底等、所属部署内の業務を通じて、リスクの把握及び低減を図り、医療安全を推進する。

## 第2 用語の定義

### 1 医療事故（アクシデント）

医療に関わる場所で、医療の全過程において発生するすべての人身事故で、以下の場合を含む。なお、医療従事者の過誤、過失の有無を問わない。

- ア 死亡、生命の危険、病状の悪化等の身体的被害及び苦痛、不安等の精神的被害が生じた場合。
- イ 患者が廊下で転倒し、負傷した事例のように、医療行為とは直接関係しない場合。
- ウ 患者についてだけではなく、注射針の誤刺のように、医療従事者に被害が生じた場合。

### 2 医療過誤

医療事故の一類型であって、医療従事者が、医療の遂行において、医療的準則に違反して患者に被害を発生させた行為。

### 3 ヒヤリ・ハット事例

患者に被害を及ぼすことはなかったが、日常診療の現場で、“ヒヤリ”、“ハツ”とした経験を有する事例。

### 4 インシデント

報告のあった全ての事象

### 5 医療事故調査制度

診療行為における予期せず死亡事例や死産について「医療事故調査・支援センター」へ報告し、併せて院内での原因究明の調査を行い、遺族へ調査結果を説明するものである。報告すべき事例として、院内における医療従事者が提供した医療に起因し又は起因する と疑われる死亡であって、医療を提供した医療従事者が当該死亡を予期しなかったものが対象である。

## 第3 医療安全管理体制の整備

## 1 医療安全対策マニュアルの作成

- (1) 医療安全対策マニュアルには、以下の事項を規定する。
- ア 医療安全管理のための施設内体制の整備
  - イ 医療安全推進及び適切な医療事故への対応のための委員会の設置及び所掌事務
  - ウ ヒヤリ・ハット事例の報告体制
  - エ 事故報告体制
  - オ 医療事故発生時の対応
  - カ その他、医療安全管理に関する事項

## 2 医療安全管理対策委員会の設置

- (1) 医療安全管理対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- (2) 委員会は、副院長、診療部長、診療部II部長、薬剤部長、看護部長、事務部長、医療安全管理部長、医療安全管理者等をもって構成する。
- (3) 委員会の委員長は、副院長とする。
- (4) 委員会の副委員長は、医療安全管理者とする。
- (5) 委員長に事故があるときは、診療部長がその職務を代行する。
- (6) 委員会の所掌事務は、以下のとおりとする。
- ア 医療安全管理の検討及び研究に関すること
  - イ 医療事故の分析及び再発防止策の検討並びに委員会によって立案された防止対策及び改善策の実施状況の調査及び見直しに関するこ
  - ウ 医療安全管理のために行う職員に対する指示に関するこ
  - エ 医療安全管理のために行う院長等に対する提言に関するこ
  - オ 医療安全管理のための啓発、教育、広報及び出版に関するこ
  - カ 医療訴訟に関するこ
  - キ その他医療安全管理に関するこ
- (7) 委員会は、所掌事務に係る調査、審議等の任務を行う。
- (8) 委員会の検討結果については、定期的に院長に報告するとともに、医療安全推進担当者を通じて、各職場に周知する。
- (9) 委員会の開催は、概ね毎月1回とする。ただし、必要に応じ、臨時の委員会を開催できるものとする。
- (10) 委員会の記録その他の庶務は、医療安全管理部門が行う。
- (11) 重大な問題が発生した場合には、委員会において速やかに発生の原因を分析し、改善策の立案及び実施並びに職員への周知を図る。

## 3 医療安全管理部門の設置

- (1) 委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に院内の安全管理を担うため、院内に医療安全管理部門を設置する。
- (2) 医療安全管理部門は、医療安全管理者、医療安全推進担当者及びその他必要な職員で構成され、医療安全管理部門長は、病院長が任命する。
- (3) 医療安全管理部門の所掌事務は以下のとおりとする。
- ア 委員会で用いられる資料及び議事録の作成及び保存並びにその他委員会の庶務に関するこ
  - イ 医療安全に関する日常活動に関するこ

- ① 医療安全に関する現場の情報収集及び実態調査（定期的な現場の巡回・点検、マニュアルの遵守状況の点検）
  - ② マニュアルの作成及び点検並びに見直しの提言等
  - ③ ヒヤリ・ハット体験報告（ヒヤリ・ハット事例を体験した医療従事者が、その概要を記載した文書をいう。以下同じ。）の収集、保管、分析、分析結果などの現場へのフィードバックと集計結果の管理、具体的な改善策の提案・推進とその評価
  - ④ 医療安全に関する最新情報の把握と職員への周知（他施設における事故事例の把握など）
  - ⑤ 医療安全に関する職員への啓発、広報（月間行事の実施など）
  - ⑥ 医療安全に関する教育研修の企画・運営（具体的な内容については、第14条を参照）
  - ⑦ 医療安全対策ネットワーク整備事業に関する報告
  - ⑧ 医療安全管理に係る連絡調整
- ウ 医療事故発生時の指示、指導等に関すること
- ① 診療録や看護記録等の記載、医療事故報告書の作成等について、職場責任者に対する必要な指示、指導
  - ② 患者や家族への説明など事故発生時の対応状況についての確認と必要な指導（患者及びその家族、警察等の行政機関並びに報道機関等への対応は、院長、副院長のほかそれぞれの部門の管理責任者が主として行う。）
  - ③ 院長の指示を受け、医療事故の原因分析等のための臨時医療安全管理委員会を招集
  - ④ 事故等の原因究明が適切に実施されていることの確認と必要な指導
  - ⑤ 医療事故報告書の保管
- エ その他医療安全対策の推進に関すること
- オ 医療安全管理部門の中に作業部会を設置し、医療安全管理部門の業務の一部を行うことができる。

#### （4）医療安全管理者の配置

- 医療安全管理の推進のため、医療安全管理部門に医療安全管理者を置く。
- ア 医療安全管理者は、医療安全に関する十分な知識を有する者とする。
- イ 医療安全管理者は、医療安全管理部門長の指示を受け、各部門の医療安全推進担当者と連携・協同の上、医療安全管理部門の業務を行う。
- ウ 医療安全管理者は医療安全管理部門の業務のうち、以下の業務について主要な役割を担う。
- ① 医療安全管理室の業務に関する企画立案及び評価に関すること。
  - ② 施設における職員の安全管理に関する意識の向上及び指導に関すること。
  - ③ 医療事故発生の報告又は連絡を受け、直ちに医療事故の状況把握に努めること。

#### （5）医療安全推進担当者の配置

- 各部署の医療安全管理の推進に資するため、医療安全推進担当者を置く。
- ア 医療安全推進担当者は、各診療科及び各看護単位にそれぞれ1名を、また、薬剤部、臨床検査科、事務部等各部門にそれぞれ1名を置くものとし、院長が指名する。
- イ 医療安全推進担当者は、医療安全管理部門の指示により以下の業務を行う。

- ① 各職場における医療事故の原因及び防止方法並びに医療安全管理体制の改善方法についての検討及び提言
- ② 各職場における医療安全管理に関する意識の向上（各部門における事故防止確認のための業務開始時のミーティングの実施などの励行等）
- ③ ヒヤリ・ハット体験報告の内容の分析及び報告書の作成
- ④ 委員会において決定した事故防止及び安全対策に関する事項の各職場への周知徹底、その他委員会及び医療安全管理室との連絡調整
- ⑤ 職員に対するヒヤリ・ハット体験報告の積極的な提出の励行
- ⑥ その他医療安全管理に関する必要事項

#### 4 医療事故専門調査委員会

- (1) 医療に起因し予期しない又は予期しないと思われる死亡が発生した報告を受け、院内事故調査を行うものである。該当事例について「医療事故調査・支援センター」に報告し、調査終了後結果を遺族に説明し、医療事故調査・支援センターに報告する。
- (2) 委員会は、院長、診療部長、診療第2部部長、薬剤部長、看護部長、事務部長、医療安全管理者、病院長が委嘱する関連分野の外部専門家（外部委員）、その他必要と認めた者をもって構成する。
- (3) 委員長は、第1回目の院内事故調査委員会において、委員のうちから互選する。
- (4) 委員会の所掌事務は、以下のとおりとする。
  - ア 医療に起因し予期しない又は予期しないと思われる死亡に関する医療事故調査及び再発防止策に関すること
  - イ 院内医療事故調査に関する必要な事項

#### 5 医療安全管理のため管理責任者の任命

- (1) 統括責任者；院長
- (2) 医療安全管理者；看護部副部長
- (3) 医薬品安全管理責任者；薬剤部長
- (4) 医療機器安全管理責任者；臨床工学士

### 第4 医療安全管理のための研修

#### 1 医療安全管理のための研修の実施

- (1) 医療安全管理対策委員会は、予め作成した研修計画にしたがい、1年に2回程度、全職員を対象とした医療安全管理のための研修を定期的に実施する。重大事故の発生後など必要があると認める時は臨時の研修を行なうものとする。
- (2) 研修は、医療安全管理の基本、事故防止の具体的手法等を全職員に周知徹底し医療安全を向上させることを目的とする。
- (3) 職員は、研修を受講するよう努める。
- (4) 医療安全管理対策委員会は、研修を実施したときは、その概要（開催日時、出席者、研修項目）を記録する。欠席者へは、研修資料を各部署に配布し、ビデオ集で閲覧できるようにする。

### 第5 医療安全のための具体的方策の推進

医療行為において生じたインシデントは、レベル・過失の有無に関わらず全てを収集し、原因

の分析及び改善策について検討を行い、その結果を全職員に情報提供することにより事故の再発防止を図る。

(1) 報告すべき事項

医療行為において生じたインシデントは、レベル・過失の有無に関わらず全てを直ちに報告する。

(2) 報告の方法

インシデントの報告は、「インシデント・アクシデント」システムの「インシデントレポート」で行う。ただし、緊急を要する場合はまず口頭で所属課長・主治医、各部署リスクマネージャーに行い、各所属長は、所属部長、医療安全管理室に報告し、所属部長から病院長に報告する。

(3) 医療安全管理対策委員会への報告

インシデントレポートで報告された内容について医療安全管理部門で集計し、事例を収集、分析した結果を医療安全管理対策委員会へ報告する。

## 第6 医療事故発生時の対応

医療事故発生時には、医療上の最善の処置を行うとともに、患者・家族等に対しては速やかな事実の説明を行う。重大な医療事故が発生した場合は、現場当事者のみならず病院全体が組織として対応する。

## 第7 患者との情報共有

患者及びその家族から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。本指針についての照会には、委員会委員が対応する。また、患者及び家族から診療録の開示請求があった場合は、診療情報の提供に関する院内規則に基づき対応する。

## 第8 患者・家族からの相談への対応

病状や治療方針などに関する患者・家族からの相談には、MSW 課職員が対応し、必要に応じ、主治医、担当看護師等へ内容を報告する。

## 第9 医療安全の推進

1 医療安全推進のため、以下の指針・マニュアルを定期的に見直し、改訂し、全職員に周知する。

(1) 医療安全管理指針

(2) 医療安全対策マニュアル

(3) 防災マニュアル

(4) 医薬品安全管理指針

(5) 医療機器安全管理指針

2 高難度新規医療技術を用いた医療を提供する場合、以下の点に留意する。

高難度新規医療技術（当院で実施したことのない医療技術（軽微な術式の変更等を除く）であって、その実施により患者の死亡その他の重大な影響が想定されるものをいう）を用いた医療を提供するに当たっては、関係学会から示される「高難度新規医療技術の導入を検討するに当たっての基本的な考え方」やガイドライン等を参考に実施する。

平成22年4月1日施行

平成24年4月1日改訂  
平成27年4月1日改訂  
平成29年4月1日改訂  
平成30年4月1日改訂  
平成31年4月1日改訂  
令和2年1月1日改訂  
令和2年7月1日改訂